

水源保全地域内での 土地取引、開発行為は、 事前届出



が必要になります！

**令和5年 月 日から、
静岡県水循環保全条例の届出制度が始まります！**

**水源保全地域（※）内で土地取引等や開発行為を行うとき、
2ヶ月前までに県への届出が必要になります。**

※水源保全地域…水源保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域

静岡水循環保全条例の概要

○目的

健全な水循環の保全に関する基本的施策や水源保全地域における適正な土地利用の確保を図るための措置、その他必要な事項を定めることにより、健全な水循環の保全を図り、県民生活の安定向上及び本県の経済社会の健全な発展に寄与する。

○基本理念

- ・ 健全な水循環の保全は、現在及び将来の県民が、良質な飲料水等を確保し、その他水循環がもたらす恵みを持続的に享受できるよう適切に行うこと。
- ・ 健全な水循環の保全は、水が育む流域の豊かな自然環境が県民生活や産業・文化の発展に果たす役割を踏まえ将来にわたり持続的に行うこと。

届出の詳細は裏面



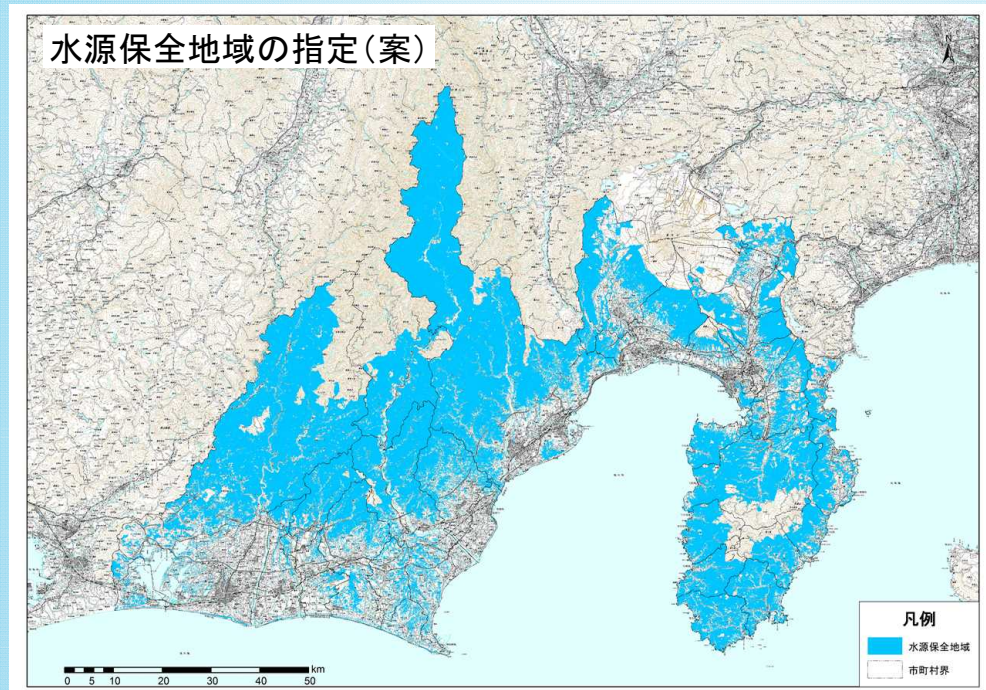
←詳しくは
ふじのくにメディアチャンネルへ



静岡県

届出制度

- 土地取引 → 土地所有権等に移転し、又は設定する契約を締結するときは、締結予定日の2月前までに届出が必要。
- 開発行為 → 土地の形質変更、地下水採取設備の設置等の開発行為を行おうとする者は、着手予定日の2月前までに届出が必要。

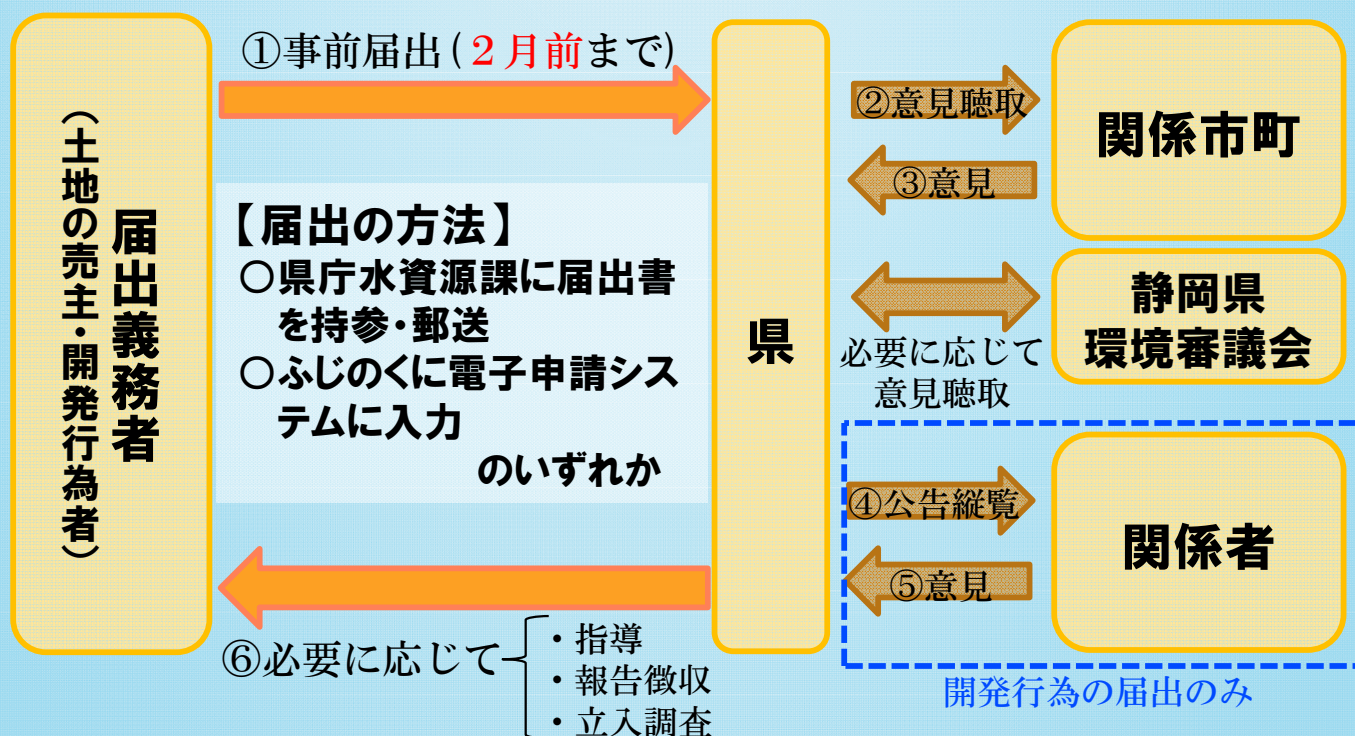


詳細図面は、静岡県ホームページに掲載

水源保全地域

地域森林計画の
対象とする森林

届出の流れ



※ 届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、5万円以下の過料に処せられることがあります。